

古宮古墳考

—「天武紀」の大分君との関係をぐって—

後 藤 宗 俊

はじめに

大分市三芳の古宮古墳は、古墳時代終末期の、いわゆる石槨式石室をもつ特異な古墳として注目されているものである。昭和五六年、大分市教育委員会により発掘調査が行われ、その成果も報告されたが、発掘調査前からこれが「日本書紀」天武紀にみえる大分君恵尺・稚臣という二人のトネリのうち、いずれかの墓ではないかということで、いつそうの関心をあつめたのであった。筆者はこの調査の調査員として参加し、報告書においても、古宮古墳が恵尺・稚臣のいずれか、とくに恵尺の墓の可能性が高いとした一人である。^②以後二三の小稿でそのことを指摘して来た所であった。

この間、右の所見に疑問をはさむ指摘もあり、再論の必要を感じていた。結論からいえば、「天武紀」の恵尺らと古宮古墳の関係をそれとして結論づける事は、出土品の致命的少なさからみて不可能な事である。しかしながら一方、古墳の形式編年の二〇〇三〇年のずれぐらいの理由でもって、この問題の当否を決める事も問題があるはずである。状況としては、大分君恵尺・稚臣の文献上の問題を考える上で、古宮古墳はさけてとおれず、また古宮古墳の存在を考える上で、「天武紀」の記事はさけてとおれないというふうになっている。

本稿では、あらためて終末期古墳の一つとしての古宮古墳の位置づけと、七世紀の段階で歴史の中央に登場する一トネリと

しての恵尺らの、古代史上の位置づけとを可能な限り正確に行い、その上で両者の関係について私見を付すこととした。前稿と重複するところもあるが、この問題についての現時点での筆者の総括的所見をまとめるという意味で、その弊をかえりみず以下論をすすめたいと思う。

まずははじめに古宮古墳の検討、その次に、大分君恵尺・稚臣についての検討、そして両者の関係についての所見とすすみたい。

一 古宮古墳の概要

古宮古墳は、大分市大字三芳にある。市街地の西南に連なる三芳の低い台地と丘陵は、昆沙門川という小河川により開析され、南北に分断されている。古宮古墳は、この昆沙門川のつくる小河谷の北側丘陵の南斜面に位置している。いわゆる終末期古墳の多くが、これと同様の立地を示すことはすでに指摘されているところであり⁽⁴⁾、義門を南にむける主体部の配置とともに典型的な終末期古墳の立地を示している。

ここに、このような特異な構造をもつ古墳が所在することは、すでに大正十四年に本荘昇、前田多三郎の両氏によって紹介されている⁽⁵⁾。即ち「大分市における特異の古墳」という論文の中で「椎迫古墳」として紹介されているのがそれである。ここでは次のようにその特色が紹介されている。

「(前略)古墳の形式に於て有石槨無石槨の別と共に石棺の形^{アマ}も種々に分類されるが、学界において横口式石棺と呼ばれるものがあつて、多くは横穴式石槨に伴つて居る。而して一つは普通の石棺の如く玄室内に安置されており、一つは石槨の奥に於て自身玄室であるかの如き位置に据付けられたものがあつて、前者はクリヌキ式、後者は組合式が多い。本墳も比後者のものに当つているやうだが、夫がクリヌキ式になつて居る所が珍らしい(下略)」

古墳研究の歴史の浅い大正年間において、右の記述を見る事ができるといふのは、今さらながら驚きである。右の短い文

合、墳丘をかこむ計約九〇〇平方メートルほどを占地した古墳ということになる。

五四年、大分市教育委員会の分布調査によつてこの古墳は再び学会に紹介されることとなつた。以下昭和五六年の発掘調査の報告書によりつゝ、今少し詳しく概要をみてみよう。まず外形はトレンチによる調査の結果方墳と判断された。一辺約二メートルを測るが、斜面に築成されており、平面形は復原すると台形になる。墳丘の背後、およそ十メートルのところに、墳丘をかこむように半円形に、丘陵を掘りくぼめた状況が確認されるが、いわば墓域の意味をこめた造成と思われる。この場

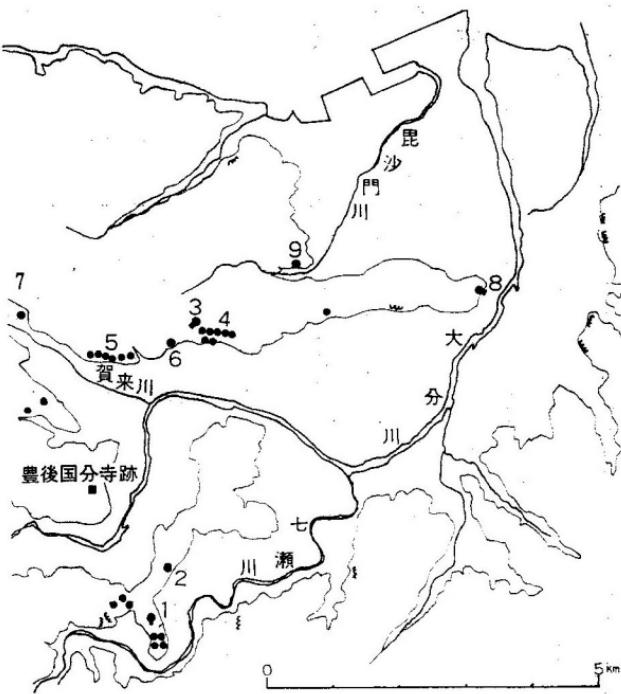


図1 古宮古墳と大分川下流域の主要古墳分布図

1 4 7	御陵古墳 田崎古墳群 千代丸古墳	2 5 8	世利門古墳 鮎田古墳群 大臣塚古墳	3 6 9	蓬萊山古墳 丑殿古墳 古宮古墳
-------------	------------------------	-------------	-------------------------	-------------	-----------------------

の中で、古宮古墳が、石室内の家形石棺がそのまま玄室化したタイプに属するとしたのは、終末期古墳における石棺式石室出現の系譜をいう上で現在でも通用しうる指摘である。しかもその中でも特にクリヌキ式であることの特異性に注目した指摘には敬服の他はない。

ただ右の特記すべき業績は、その後、古墳時代研究史の中で再度省みられることがなかつたのは残念なことであつた。参考までに右の報文に掲載された実測図によれば、石棺式の石室部の内法の幅二尺五寸、奥行六尺五寸、羨道部の内法幅三尺八寸、奥行八尺二寸五分、高さ二尺である。

この古墳が、右の貴重な報文にかかわらず永くその存在が忘れられて以来、五十余年を経た昭和

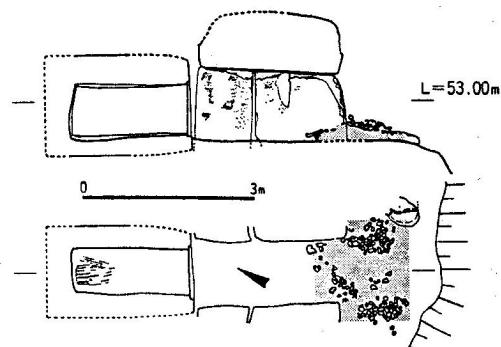


図2 古宮古墳主体部実測図（『古宮古墳』より）

主体部は丘陵斜面をテラス状に造成したあと、半地下式の状況で構築されている。直方体の巨大な凝灰岩をくり抜いてつくった石室部と、やはり大きな凝灰岩を整形して組み合せてつくった美道からなる。石棺式の石室部は、内法で奥二一六センチ、幅ハーセンチ、高さ八ハーセンチの空間をこしらえたものである。その寸法からみて明らかに一棺一体の埋葬がなされていたのである。この点も、家族墓としての性格を基本とする古墳時代後期の通有の横穴式石室とは明確に一線を画しており、典型的終末期古墳の特色を示している。石室の天井はややカマボコ形にふくらみ、内部はノミで丁寧に加工されている。

美道部は二枚の側壁を左右に並べ、天井石を置いた形式である。石材の加工は入念である。天井石下部には側壁を受ける仕口が施されている。美道部の高さ一二五センチ、奥行は約二五〇センチほどである。この古墳は早くから開口していて、発掘調査によつても副葬品等はほとんど出土していない。わずかに美道部入口の閉塞部付近で須恵器坏蓋の口縁部片、羨道部入口付近の床面で小型無蓋高坏の脚部破片、石棺部入口付近の羨道部東側床面で土師器坏片等を出土したのみである。このうち年代判定のうえで有力な手がかりとなるのは須恵器坏蓋片である。小片であるが宝珠つまみをもち身受け返りのつく形式とみられる。調査報告書ではこれを七世紀後半に位置づけている。

概略右のような古墳であるが、ここで今少し終末期古墳の中での当古墳の位置づけについて言及しておこう。

古墳時代の研究史の中で「終末期」の認識が一般化したのは、学史的にはごく最近のことである。周知のように六世紀から七世紀はじめに及ぶ時期にわたる後期古墳時代は、横穴式石室を主体部とする群集墳の出現をもつて最盛期を迎える、その終りとともに古墳時代が終るとされていた。そうした中で、七世紀中葉以後に及んでも、なお畿内周辺を中心に、限られた地域で

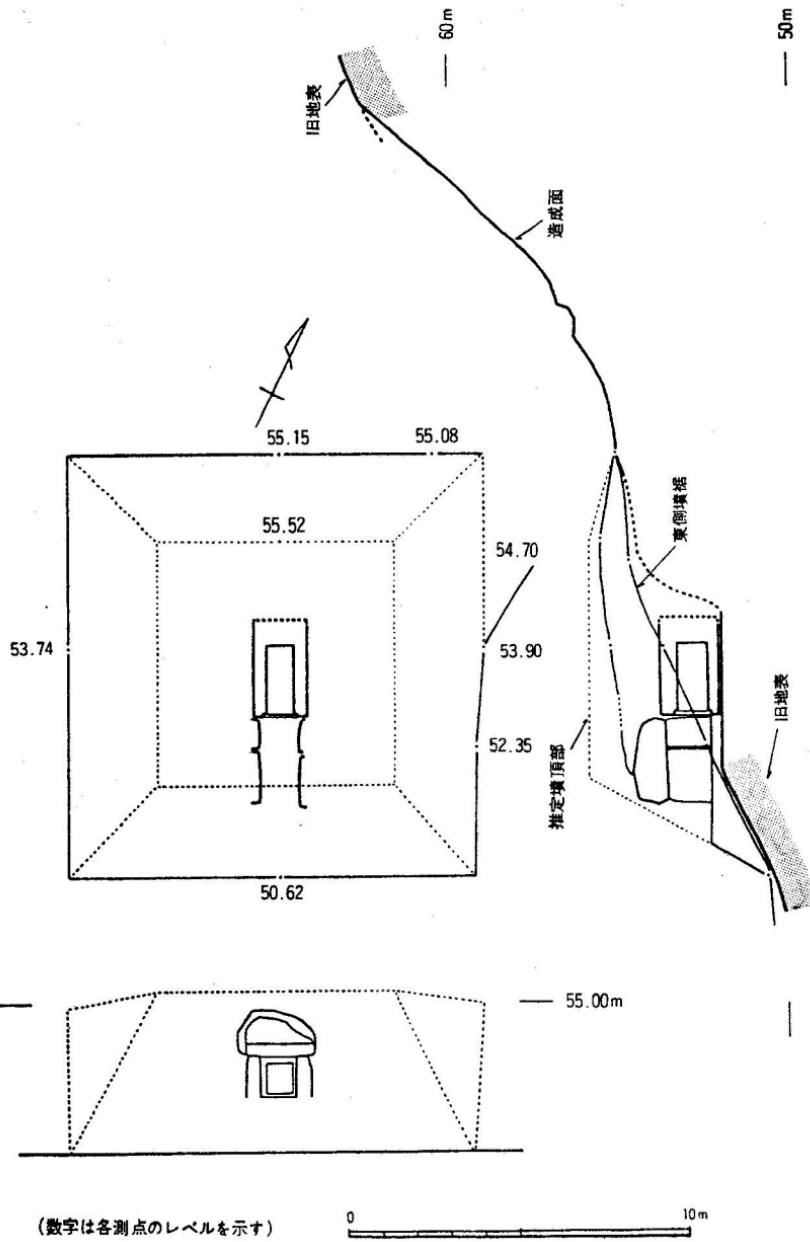


図3 古宮古墳復原想定図（『古宮古墳』より）

かつおそらく限られた階層の間で、構造的にも後期古墳とは一線を画した特異な古墳が造営されていた。この種古墳の全容が明らかになるに伴い、終末期古墳の認識が確立されたのであった。

ひとくちに終末期古墳といつても、その形態は多彩であり、各種形式の成立の系譜もまた十分明らかにされているわけではない。近年終末期古墳の造営企画について体系的分析を行った池上悟氏は、この期の古墳を(1)岩屋山式石室 (2)棺室系石室 (3)割り抜き式石槨 (4)組み合せ式石槨 (5)磚槨式石室の五つのタイプに分類している。⁽⁶⁾

このうち岩屋山式石室は、明らかに後期古墳の系譜を引き、その巨大化、定形化したものとして七世紀の第Ⅲ四半紀ごろまで用いられたものである。このタイプは、他の三つのタイプ、即ち横口式石槨を主体とするものとは、本質を異にしており、天皇や上級貴族の墓として採用されたものであったとみられている。これに対し、むしろこそ終末期古墳の典型をなすとみられるのが、(2)・(3)・(4)のタイプである。池上氏はこれを大筋としては(2)・(3)・(4)と変遷し、各々重複して宮まれたとみている。このタイプは特に奈良県明日香、及び大阪府のいわゆる河内飛鳥の地に集中することも周知のとおりである。

右のような畿内地方における終末期古墳と相似た特色をもつ古墳は、畿外周辺でも少例ながら所在が知られている。備後国（広島県）南部の神野平野一帯に分布する猪の子古墳I号（福山市加茂町）、尾市I号（芦品郡新市町）、曾根田白塚（福山市）。山陰の出雲国（島根県）の鏡北廻古墳（八束郡宍道町）・若塚古墳（安来市）、因幡（鳥取県）の古海13号古墳等がその例である。しかしこれらの中でも、畿内の横口式石槨の特色を直接的に受けつぐものはさらに限られる。即ち池上氏の分類に従えば(3)の割り抜き式のうち一石割り抜きの例に属する。この一石割り抜きという点からだけみれば、牽牛子塚古墳及び小口山古墳（大阪府羽曳野市）と共に通するタイプといえる。しかし羨道部と一体のものとしてみた場合の形態上の特色からすれば、むしろ石の宝殿古墳（大阪府寝屋川市）のタイプに近い。いずれも池上氏が七世紀中葉に位置づけた古墳である。

以上古宮古墳の概要と、その終末期古墳としての位置づけについてみた。すでに報告書の刊行されている古墳であるので、右の概要是本稿をすすめる上で必要最少限の記述にとどめた。

二 大分君恵尺・稚臣の出自について

さて、古宮古墳の被葬者かと論議されている「天武紀」の大分君恵尺・稚臣の検討にうつろう。ここでは当古墳との関係は一応すべて捨象して、とにかく正史にみえる一地方出身のトネリの肖像を、文献によりつつ可能な限り明らかにすることとする。その作業自体が律令体制成立期における地方豪族と大和王権の関係史を知る上で重要な意味をもつにちがいなく、またこの作業なしに、いたずらに古墳との関係を言及することは適当でないからである。

そこでまず第一に問題となるのが、この恵尺・稚臣の二人の出自である。「天武紀」によれば恵尺は大海人皇子の、稚臣は大津皇子のトネリだたらしく、そして二人は同族らしいのだが、その出自は全く明らかでない。

まずその大分なる姓からして無条件に豊後國大分の出身とするのは問題があろう。いわゆる壬申の功臣なるトネリの出自は明らかなものでいえば、畿内周辺からせいぜい美濃あたりに限られるという事情がある。当然の事ながら、九州の豪族の動きなど皆無なのであって、わずかに天武天皇元年六月、大友皇子の派兵の要請に対し、協力を拒否した筑紫大宰栗隈王の存在がみえるのみである。この事実はかえってこの乱における九州諸豪族の静観的態度、またはそれによって大海人皇子方に協力しようとする態度を示しているにすぎない。こうした中でひとり大分君族の二人のみが九州大分の出身者であるとする事は、全体としてなお唐突の印象はぬぐいがたいのである。

気になるのは、いわば恵尺・稚臣の存在としての唐突さだけではない。二人のうち稚臣は、瀬田合戦の先陣の功(後掲史料⑯)にみえるように、いわば実戦の将として行動しており、出自等に思をいたす手がかりは全くないが、恵尺の方は、乱の緒戦あたり、大海人皇子の特命をうけ、黄書造大伴、逢臣志摩らと共に、畿内外を奔走している(後掲史料⑰)。すなわち天武天皇六

年六月二三日、挙兵を決意した大海人皇子は、村国連男依、和珥部臣君手、身毛君広を美濃國に走らせ、東國の土豪湯沐多臣品治らの挙兵をうながした。ついで二四日、大海人皇子自ら東国に向うこととなるが、側近の一人がそれを押しとどめる献言を行った。皇子はこのため黄書造大伴、逢臣志摩らと共に大分君恵尺を、倭古京留守司高坂王のもとに走らせ、東行のための駅銘を求めさせた。恵尺は命をうけ飛鳥古京に走り高坂王に駅銘を乞うが拒否され、急ぎ近江の大津、高市の両皇子のもとに走り、大海人皇子を追い合流するよう働きかける。これを受けたかのように、高市皇子が伊勢に入り、ついで二六日、大津皇子が伊勢に入り、大津皇子が伊勢に入り大海人皇子と合流する。大分君恵尺も大津皇子に従っていた。乱の緒戦の帰趨を決めたとさえいえる両皇子の大海上軍への参戦は、大分君恵尺の迅速かつ適切な行動に負うところ大であったことは確かである。わずか一日のうちに、飛鳥—近江—伊勢と走り、二人の皇子参戦の画作に成功し特命を果した恵尺の行動は、北山茂夫氏のいうとおり、大海人皇子の信任あつてい密使の性格にふさわしい、こうした行動がそれたについては、近江、伊勢周辺について、恵尺が深い土地かんを有し、この地を自在に動くことのできる人物であったことを示している。このような恵尺であってみれば、彼の出身地が、近江、伊勢あたりのどこかであつた可能性も考えられないでもないのである。

その点については、注意しておくべき事実がある。即ち時代が少し下るが、平安時代の荘園関係史料の中に伊勢国に「大分里」なる地名が散見する事である。即ち、「平安遺文」所収の「承和二年民部省符」や、同「承平二年伊勢大神宮司解案」等に、東寺領川合大國荘の中の一つの里名として、伊勢国多氣郡大分里がみえるのである。その位置は川合大國荘十四条の三の位置であった。この大分里は、現在の三重県多氣郡多氣町相可の、伊勢斎宮跡に近いところにあてられるが、現在、ここには「大分」の地名は遺存しておらず地域を特定する事はできなかつた。ただ別に「延喜式」九神祇神名上には伊勢国多氣郡大分神社がみえる。この神社は現在の三重県多氣郡明和町の相生神社の近くに比定されているが、この社も現存せず、又前記の「大分里」の故地の候補地からもはなれている。⁽¹⁰⁾なおこの神社はオホワケ神社とよまれており、オオキダとは呼んでいない。⁽¹¹⁾「大分里」が「オオ(イ)キダ」の里か、「オオワケの里」かは明らかでない。

いすれにせよ筆者は、現時点では右の事実から、恵尺・稚臣を伊勢国大分里の出身とする事には否定的意見をもつてゐる。即ちまず右の恵尺の行動についていえば、彼が東国に詳しい人物であったことは確かとしても、例えば乱の立ち上りに、大海人の命をうけて美濃に走った村国連男依、身毛君広、和珥部臣君手の三人の場合、いすれもが美濃出身者と見られる者であり、彼らの任務は、その出身地の国司や郡司層の挙兵をうながすことにあるたのは明らかである。これにたいし恵尺は両皇子の合流の工作にあたり、伊勢、近江等の豪族層への直接的な働きかけを任とした様子はない。恵尺と同行した黄書造大伴も山城國久世郡の出自をもつ者であり、東国出身者ではない。村国連男依ら明らかに東国出身とみられるトネリの働きと、性格を異にする点はやはり否めないのである。恵尺の伊勢や近江での迅速な行動は、舍人としての彼が、生来大海人皇子に対しても負つていた本務の性格に負うところ大きいようと思われる。彼はトネリとして大海人皇子に仕えて以来、右のような任務を負つて畿内外を奔走していたものと思われるのである。

一方地名としての大分里についてみれば、伊勢国大分里は、条里制の一区画が、そのまま莊園制下の里名として残っているものである。この周辺では奈良時代以前の文献はもちろん、律令制下における郡郷名等に「大分」の地名はみえず、現在もその名を残していない。また大分君は、君姓をもつが、君姓は、大化前代の在地首長の系譜をもつ国造クラスの地方の首長に多くみられる姓である。わずかに条里制下の一里名としてみえ、大化前代の遺制の痕跡をとどめない地名に相應させる豪族としてはふさわしくないと思われる。恵尺・稚臣という二人の舍人（又は兵衛）の問題としてでなく、地方豪族の一典型としての大分君氏の問題として考えた時は、豊後の「大分」に比して弱いとせざるを得ないのである。むしろ考えられる所は、この「伊勢国大分の里」が、恵尺・稚臣の二人のうちいすれかに對して、壬申の乱の功に対する功田として与えられ、その事によってこの地に「大分里」が残つたという事であるうか。大分君恵尺と大分里の関係を、彼の出身地であった故とするのでなく、壬申の乱における功績という結果によつて生じた新しい関係と見るわけである。ただこのことも「大分里」を「オオキ（イ）ダ」の里と読む前提に立つのであって、これが、「オホワケ」の里であれば論の外とすべき事にすぎない。

古代の文献にみえる大分(碩田)

名 称	出 典	所 在	史料
碩 田 国	景行紀12年10月条	豊後国大分郡	①
碩 田 国	「豊後国風土記」大分郡条	〃	②
大 分 郡	〃	〃	②
〃	「和名抄」5、9	〃	⑤⑥
〃	「延喜式」22、民部	〃	⑦
〃	「平城宮跡木簡」	〃	⑧
〃	「続日本後紀」承和15年6月条	〃	
大分速見湯	「伊予国風土記」逸文	〃	④
大 分 河	「豊後国風土記」大分郡条	〃	③
大 分 郷	「和名抄」9	大隅国桑原郡	⑨
大 分 里	承和2年民部省符「平安遺文」58 承平2年伊勢大神宮司解案「〃」242 東寺領大國川合莊坪付「〃」387 永保元年伊勢國大國荘司解「〃」4945 承平2年大政官符案「〃」4560	伊勢国多氣郡 〃 〃 〃 〃	

※ 氏族名(大分君、大分国造) 人名(大分内侍、大分君恵尺)
社名(大分宮)等はのぞいた。

以上伊勢国大分里と恵尺らの関係の可能性について述べた。結論的には恵尺らを伊勢国大分里の出身とするのは否定したいとしたのであるが、全く無視すべき事実ではないと思うので特記した次第である。

大分君恵尺・稚臣を豊後大分郡の出身とする事の当否について考えるにあたり、なお点検すべき二、三の問題がある。「大分」なる名称は右の伊勢の外二、三の古代の文献等に散見するからである。これらも結論的には大分君恵尺・稚臣の出身地にあてるのは適当でないと考えられる所であるが、論をすすめるうえでさけとおれぬ所があるので、列記して私見を付しておきたい。

(+) 大隅国桑原郡大分郷(史料⑨)

『和名抄』大隅国桑原郡の項にみえる。即ち、大原、豊国、答、稻積、廣田、桑善、仲津川の各郷と共に大分郷の名がみえるのである。この大隅国桑原郡の郷名には、一見して、豊国、仲津川、答、大分など、豊前、豊後の地名をうつしたとみられる所が多いことに気づくであろう。豊国、大分はもちろん、仲津川は豊前国仲津郡仲津郷、答は同じく豊前国上毛郡多布に由来する事は疑問の余地がない。こ

れら大隅国の郷名に、豊前、豊後の地名を移したものが多い事については、井上辰雄氏の論証がある。⁽¹²⁾ すなわち、養老年間の隼人征討にあたり、宇佐神宮はじめ、豊前、豊後の諸豪族が動員されたのは確かであること。又『続日本紀』和銅七年三月条に「隼人音荒野心にして、末だ憲法を習はず、因つて豊前國の民二百戸を移して相ひ勧め導かしむなり」とあるように、大隅隼人の支配のため、豊國からの兵士の移住がすすめられた等の事実があり、これらによつて、この地に大分・豊等の地名がうつされたとするのである。したがつて、この大隅国桑原郡大分郷が大分君氏の本拠でないことはいうまでもなかろう。

〔二〕 筑前国穂波郡大分八幡宮

大分八幡社は、宇佐八幡宮の、いわゆる九州五所の別宮のひとつであり、平安時代の文献に「大分宮」⁽¹³⁾として散見する古社である。

その創建は神亀三年（七二六）とするが、これは宇佐神宮の現小倉山への鎮座を神亀二年（七二五）とする「八幡宇佐宮御託宣集」等の記事をうけたとみられるものであり確証はない。しかしこの大分宮の近くには、奈良時代の新羅系偏行唐草文軒平瓦を出土する大分廃寺がある。⁽¹⁴⁾ 中野幡能氏は大分宮を神亀三年創建とするのは、むしろ大分廃寺の方をさすものとしているが、大分廃寺の出土瓦は、神亀年間にあてて大過ないものであり、その蓋然性は高い。いずれにせよ、この地に大分の地名が奈良朝以前からあつた可能性は高いのである。ただ「大分宮」は「延喜式」にはみえず、「大分・廃寺」の名も、いわば近世の穗波郡大分村の地名に因んでつけられたものであり、大分寺なる名称が文献にみえるわけではない。又この地には令制下の郡郷にかかる大分の地名はない。またこの大分の地はダイブと呼ばれていて、オオキ（イ）ダではない。『太宰管内志』はこの大分宮をオオキダの宮としているが、ダイブハチマンは伝られててもオオキダハチマンは伝えられていない。もちろん、この地に大分君氏、あるいは大分氏を名乗る豪族があつた形跡もない。恵尺らの出身地の候補地とはしがたいのは明らかなどころであろう。

三 大分君氏と大分国造

以上古代の文献にみえる「大分」を拾いつつ、大分君恵尺・稚臣との関係をみて来た。大筋として、これらのいずれも一人の出身地としては考え難い。やはり豊後国大分郡の出身とみるべきだろうということになる。以下豊後国大分郡における「大分」と大分君氏についてみてみよう。

周知のように、古代の豊後国には、その中核の郡というべきものとして大分郡があった。『日本書紀』景行紀（史料①）と『豊後國風土記』（史料②）には、その地名起源説話として、「其地形廣大亦麗」（景行紀・史料①）「広大哉此郡也」（豊後國風土記・史料②）というような景行天皇の賛嘆の詞から「碩田國」となづけられた由が記されている。景行紀は「碩田」を於保岐陀^{オホキタ}と読ませ、「豊後國風土記」は碩田をして大分というとしている。右の地名説話の当否はそれとして、古くからこの地域がオオキ（イ）ダと呼ばれていた事は確からしい。別に『豊後國風土記』大分郡条には大分川がみえる。また「伊予國風土記逸文」（史料④）には大分速見湯とみえる。この大分速見湯の呼称からすると、令制下の郡名として正式に採用される以前に現大分郡域とその一部周辺をふくむ地域が「大分」とされていた可能性がある。

この大分地方に、地域を代表する在地首長として、大分君氏があつた。「大分君」の史料の初見は、確かな条々では、他ならぬ「天武紀」の大分君恵尺・稚臣の記事としなければならないが、別に「古事記」中巻には、神八井耳命を祖とする豪族として、火君・阿蘇君・筑紫三家連らと共に大分君の名が連ねられている（史料⑪）。ここにみえる計十八氏のほとんどが、「国造本紀」に名を連ねる国造層であり、「古事記」中巻の史料批判をふまえても、大化前代の国造グループの中に大分君氏があつたことの傍証の一つとなる。

もちろん、「国造本紀」にも「大分国造」がみえる（史料⑯）。大分国造は何故か「本紀」の国造名の記事としては残ってないが、火国造の条に大分国造同祖とみえ、本来「国造本紀」に大分国造のあつたことを示唆している。「国造本紀」にみえる

國造名は、基本的には六世紀に實在した國造層をふまえて記されたとする所見を引くまでもなく、大化前代の大分地方に大分國造があり、それが大分君氏によつて代々受けつがれたらしい事は確かであろう。「天武紀」の惠尺・稚臣の記事は、大化前代の大分地方に君臨した大分國造＝大分君氏のその系譜を引くものの健在ぶりを示す史料に他ならない。

(17) この大化前代以来の伝統的内地首長の一族の本貫地はどこかという点については、すでに度々言及しているから詳論しない。拙論の骨子とする所は次のとおりである。

1 もとより大分川下流域であることは論を待たない。この大分川下流域のうち、古墳時代以来、有力な地域集団を輩出したとみられる所は、大分市の中央に東西に突出する庄ノ原、上野の台地の周辺一帯及び支流七瀬川の一帯である。(図1参照)

右の地域には、少くとも五世紀代には三つの有力な地域集団が出現していた。すなわち、その第一は賀来川流域と北辺の庄ノ原台地に及ぶもので、全長六〇メートルの規模をもつ蓬来山古墳(前方後円墳)を中心とする古墳群がある。第二は、七瀬川流域のもので、全長七五メートルの御陵古墳(前方後円墳)を中心とする古墳群がある。今一つは庄の原ー上野台地の先端に位置する大臣塚古墳を中心とするものである。この第三のグループはほとんどの古墳が消滅しており、その性格は前二者に比べて不鮮明であるが、立地条件上、前二者に吸収するのは妥当ないとみられる所である。

2 右の三つの有力古墳群には、少くとも三つの有力集団が対応するとみられるが、各グループが、大型の前方後円墳を一基しかもたないという点からすれば、これら古墳の營まれた五世紀代の地域における最高位の首長権は、この三つの勢力から一世ごとに交代で出された可能性がある。即ち、なお十分には譜第化しえない段階が考えられる。この五世紀における前方後円墳の造営の背景に、いわば大和王權の上からの権力の認知の要素が強いとみる所以でもある。

3 右の三つのグループのうち、六世紀から七世紀にかけて、なお一貫して勢力を維持したとみられるのは、賀来川のグループである。即ちこの勢力の勢力圏のみに、千代丸古墳、丑殿古墳と、横口石室をもつ有力古墳があり、後者は七世紀前半ごろまで下る可能性のつよいものである。

右の状況をふまえれば、少くとも五世紀から七世紀にかけて、一貫して地域を代表する勢力として君臨しつづけたところの大分国造→大分君氏の本拠は、賀来川流域のそれと考える他ない。

およそ右のとおりに考へるわけだが、賀来川流域とは、当然これに近接する庄ノ原台地周辺をふくむ。古宮古墳のある椎迫地区は、この庄ノ原台地の北側にあるが、庄ノ原—賀来川の勢力の一分岐としての勢力がこの地にあつた可能性も考えられる。とすれば賀来川流域というより、庄ノ原台地の周辺一帯とすべきかも知れない。いずれにせよ、大分国造→大分君氏の拠点を莫然と大分川下流として、七瀬川から賀来川をふくむすべての勢力をとりこんで考えることは妥当でないと思われる。

なお右の検討をふまえて抽出される一地方の在地首長層としての大分国造→大分君氏の面立ちには、豊後周辺諸国のそれと比して格別の特徴はない。「国造本紀」によれば、大化前代の一豊の国造としては、宇佐、国前、比多、大分、豊の各国造がみえる。このうち豊国造については実在性に疑問がもたれるのでここでおくとして、他の宇佐、国前、比多、大分の各国造は、後の令制下の「郡」をそれはどこえない勢力をもつ、いわゆる小国造の部類に入りその実在性も高い。⁽¹⁵⁾これらの在地首長層がほぼ相似たしベルで割拠し、それぞれに大和王権の秩序に編入されていたらしく、大分国造→大分君氏もそのまことに平均的一類型として存在していたと考えられる。

以上大分国造の系譜を引くとみられる大分君氏についておよその面立ちを検討したが、その後大分君氏がどのように経緯したかは明らかでない。「天武紀」以後大分君氏の名はみえず、その後没落の道を辿つた可能性もある。新川登龜男氏は、もし⁽¹⁶⁾その没落の事実があつたとすれば、天武天皇没後の朱鳥元年（六八八）十月に大津皇子が失脚自害したのを契機としていたのかも知れないとしている。新川氏のみるよう⁽¹⁷⁾に惠尺・稚臣が大津皇子のトネリだつたとする見方に立てば興味ある所見であるが、「天武紀」による限り、大津皇子のトネリだつたことが確からしいのは、同皇子が大海人皇子挙兵にあたり、惠尺の工作をうけて伊勢に合流した時、皇子に付添つた稚臣の方である。惠尺は前後の経緯からして、高市皇子の所にまず走り、これを伊勢に発たせたあと、大津皇子の所へ走り、皇子と同行して皇子を大海人皇子の許に導いたのであって、その役割からみればむしろ

大海人皇子のトネリだったするのが正しいと思われる。とすれば天武天皇没後の大津皇子の変をもって、大分君氏の没落を考えるのは躊躇する。一方、天平宝字年間の史料に大分内侍がみえる。後宮の職名の一つである内侍は、妾女の一形態とみられるので、この点ではトネリとしての二人と、その本質を同じくする人物である。新川氏が、大分内侍も又大分君氏の出身の妾女であったとすれば、八世紀における大分君氏の健在ぶりを示す史料とされたのは、前述の没落云々の指摘より妥当性がある。

四 トネリとしての恵尺・稚臣について

以上大分君恵尺・稚臣が出自したとみられる豊後国大分郡及び大分国造一大分君氏について検討を加えた。右の検証によるかぎり、大分国造一大分君氏は、大化前代から律令時代にかけて、九州の一地方に依拠した、いわば中小の在地首長の一つにすぎないから、ここから直接に壬申の功臣たる恵尺・稚臣の出現を説明するにはなお唐突な感じはいなめない。まず九州の一大地方豪族の出身者が如何にして大海人皇子らの舍人として近侍するに至ったかが説明されねばならない。筆者は、その契機は大化前代以来の伝統をもつ、舎人の制一般の中で説明すべきだと考えているが、近年では新川登龜男氏が、この点に言及している。⁽²²⁾ 即ち氏は、大分君恵尺・稚臣が大津皇子に従つたこと（このうち恵尺は大津皇子のトネリとすべきでないことは前述した）に注目している。この大津皇子は、中大兄皇子の娘にして大海人皇子の妃であった大田皇女の所生であり、筑紫の那津で生まれている。百濟再興のための派遣軍の中に皇女は加わっており、その折筑紫で皇子を生んだのである。新川氏は、この時の派遣軍の中に大分君氏も動員された可能性があるとし、この時大海人皇子、大津皇子と大分君氏との間の何らかの関係が生じたのではないかと想定している。

注目すべき所見ではあるが、右の指摘では、大海人皇子が壬申の乱を戦うにあたり、主戦力の一つとした舎人集団（その多くは畿内周辺及び美濃、伊勢、近江あたりまでの東国出身である）の中での大分君氏の位置づけが説明しがたいように思われる。

壬申の乱における功臣の中で、舎人集団が大きな比重をしめていることについては、すでに諸家の多くの指摘がある。即ちまず第一に天武天皇元年六月、皇子の東国の出発にさきだち、美濃の安八磨郡の湯沐令多臣品治への働きかけに走った村国連男依、和珥部臣君手、身毛君広は、いずれも美濃出身の舎人であった。

皇子がこの最も信頼する舎人三人を急ぎ走らせた相手の湯沐令多臣品治の居する所の安八郡は、大海人皇子の食封として早くから皇子と格別の関係を有する所であった。⁽²³⁾

ついで東国に発つ皇子に従つた「二十餘人」衆も又ほとんどが舎人であつたとみられる。その後の乱の経緯をみても、大海人皇子が如何にこの舎人集団を信頼しその力を頼りとしたかはその例証に事欠かない。天武天皇元年七月一日の近江朝総攻撃の配軍をみてもその点はいゝそう明らかになる。即ち大海人軍の主力をなした近江路方面攻撃の主力は、舎人村国連男依、同舎首根摩呂、同和珥部臣君手らであつた。一方側面軍ともいゝべき倭古京方面攻撃の軍は、紀臣阿閉麻呂、三輪君子首、田中臣足麻呂らであつた。即ち國守・介・湯沐令らの官人群には倭古京を攻めさせ、主力の近江方面軍には舎人集団を抜てきしている。北山茂夫氏によれば「叛乱軍なればこその大膽きわまる人事」⁽²⁴⁾であった。このうち近江方面軍の先兵として、瀬田合戦で抜群の功をあげたのが兵衛大分君稚臣であつたことはいうまでもないところである。

これら舎人集団と大海人皇子との関係には如何なる歴史的背景があるのであるうか。この点については、天武朝の舎人を、大化前代以来、地方豪族の服属形態の一つとして存在したトネリ一般との関係で分析した筆山晴生氏の所論が参考となる。⁽²⁵⁾氏は「記紀」にみえる舎人を四つの類型に分けている。即ち、(イ)一部舎人のタイプ、(ロ)宮+舎人のタイプ、(ハ)舎人、大舎人等舎人を氏姓とするもの、(ニ)舎人としてあらわれるが舎人の名を氏姓としないものである。

右の四タイプの分類に従えば、大分君恵尺・稚臣は(ニ)のタイプとなる。とくに恵尺は舎人とは特記されておらず状況からして、トネリと判断されるものである。恵尺にかぎらず天武朝に活躍したトネリは、すべてこのタイプに属するということになる。筆山氏はこの類のトネリは、七世紀に入ってから皇室側近の武備を強化する目的でおかれたもので、のちの律令制下の帳

内（親王に与えられるトネリ）に類するとしている。とすれば惠尺・稚臣らのトネリとしての上番は、大海人皇子の時代をそれほどさかのばらない比較的新しい時期の制度の遺制を引くものといえることとなる。しかし一方で笹山氏は右のような、舍人を姓としないトネリについては、(イ)のタイプの舍人集団も、個々に上番している間は、自らを出身豪族の氏名で名乗つたことであろうから、実は(イ)のタイプのトネリの多くは(イ)のタイプに属するとみてよいとしている。即ち、大化前代の名代の制にかかわって設定されたトネリの系譜を引くものとみるのである。

いずれにせよ、大化前代以来の、大和王権と地方豪族の権力関係の一所産として存在する舍人が、基本的にみて、名代の設定と不可分の関係にあるものであることは確かであろう。

いうまでもなく、名代とは忍坂部、白髮部、長谷部など、大王や皇族の名、またはその宮名を冠した部民である。即ち忍坂部は允恭天皇の皇后忍坂大中姫（又はその宮名たる忍坂宮）、白髮部は清寧天皇（白髮天皇）の名というふうに。地方の在地首長層は、大和王権と服属関係を結び、王権の秩序に組みこまれるにあたり、自らの領民を王権の中核を構成する大王又は皇族の部民（名代）としてさしだした。在地首長自らは、多くはその地方的伴造として、名代にたいする支配権を確保したとみられるが、服属の証しとして、一族の子弟を朝廷にトモとして出仕させた。出仕したトモは、自らが名代として服した皇族または大王の宮に奉仕し、舎人、勧負、主膳等として近侍した。これらのトモの養育費は、それぞれの名代が負担した。笹山氏のいう名代の(イ)のタイプが、典型的に右の性格をもつてゐる。笹山氏はその(イ)のタイプにおいては、トモとしてのトネリは、同名の名代と同族関係をもつとは限らないものとし、この種のタイプの名代をより古いものとみているが、大和王権の初期の、地方豪族との権力関係一般を反映するものとしては、(イ)のタイプ、即ち名代に設定された集団から、トモとしてトネリがさし出される。つまりトモとしてのトネリが、その出自する地方豪族と王権との権力関係を人格的にとりむすぶ要となるという形を、その初現的かつ本源的な例とみるべきだろうと思われる。

右のような性格をもつトネリであるから、それは当然、朝廷の公的な武力又は官吏の性格を基本とするはずであるが、名代

の名代としての特性から、不可避的に、その属するところの大王又は皇族のための武力又は近従として存在する事が多かつた。即ち本主としての大王や皇族との私的関係が強くなりがちであった。舍人のもつこのような特色は、大化以後にもつよく残り、壬申の乱における大海人皇子と近侍トネリとの関係には、それが特に顕著にあらわれているのである。ヘ惠尺の死にあたっての天武天皇の詔（史料⑯）をみよ。』

いうまでもなく、大和王権は、大化以後、律令体制の確立をめざし、強力な中央集権国家の建設にまい進した。壬申の乱後の天武親政は、その面で特に大きな画期をなした事は周知のとおりであるが、こうした中でも大化前代以来の名代の設定に代表される大王と地方豪族との本源的な権力関係は、王権の中枢において、なお古き遺制として強力に残っていた。笛山氏が、律令制下の中衛府の舍人についてふれた中で、大王又は皇族は、奈良時代においても、朝廷内の権力斗争にあたっては、律令正規軍以外の私的な兵力に頼らざるを得ず、その故に舍人の制は、律令制下においてもなお、王族又は一部上級貴族の私兵の性格をもっていたとしているのは示唆に富む所見である。^㉙

大分君惠尺・稚臣についても、右のような歴史的背景を十分視野に入れて考えねばならないのはいうまでもない。

大海人皇子と大分君氏の関係——それを契機としての惠尺らのトネリとしての上番が、新川氏のようによく、せいぜい百濟遠征の事後にはじまるのか、大王家又はその宮家と大分君氏の本源的服属関係は、古く大化前代からあり、その遺制の中で惠尺らの上番があつたのか、直接に証明する手がかりはない。ただいすれにせよ、天武期のトネリの存在は、大海人皇子らとの一代かぎりの服属関係では説明しがたく、右にみた大化前代以来の名代の制にかかわって、大和王権と地方豪族との伝統的な服属関係の中に深い根をもつものとみた。横田健一氏は、大海人皇子が壬申の乱の挙兵にあたり、美濃や伊勢の湯沐（壬生）集団に期待をかけた理由を、名代の一形態としての壬生部にたいする、皇室との本源的融即的な関係によるとしているが、その意味で特に示唆に富む所である。又狩野久氏は、薗田香融氏が刑部について分析し、これが忍坂大中姫の没後、母家の息長氏をつうじて永久伝領されていたことを立証していることについてふれた中で、ヤマト王権が世襲制を確立している中では、王民としての名

代とそれに伴つて上番するトネリも又皇室領（民）として伝領されたものとみていい。これらの点をふまえ、大分君恵尺らがトネリとして上番した背景にも、大化前代以来の皇室（族）の宮と大分君氏の間に本源的な服属関係があつたものとみたい。この点とかかわるかどうか不明だが、大分君氏の本拠とみられる賀来一庄ノ原地区周辺には、古宮古墳の他に、千代丸古墳、丑殿古墳という畿内形古墳の性格の濃い古墳がある。特に畿内色の強い家形石棺をもつ丑殿古墳の存在が注目されるところである。

五 古宮古墳と大分君恵尺

以上古宮古墳の概要とその性格、そして当古墳の被葬者の可能性がいわれる大分君恵尺・稚臣の出自、トネリとしての性格等について検討して来た。最後にあらためて、古宮古墳とこの二人のトネリの関係をどう考えるべきかについて私見を付しておこう。まず古宮古墳について、考古学的立場からふまえておくべき点は、次のとおりである。

すなわち、この古墳は、七世紀前半以降、畿内地方の、とくに大和飛鳥、河内飛鳥の両地方を中心に、きわめて限定された地域で盛行したいわゆる終末期古墳のうち、とくに石棺式石室をもつ古墳の典型とされるものである。このような石棺式石室をもつ古墳は、出雲国、備後国などに若干の地方例があるが、古宮古墳は中でも直載に、畿内型終末期古墳の特色をうつすものであり、これを畿内工人による造営とみる所見もあるものである。立地上、南面する丘陵にあり、表門を南に向け、单葬墓であること、畿内の終末期古墳の多くと共通するものである。石材の凝灰岩の採用、切石加工の一部の手ぬき等に若干の地方色がうかがわれるのみである。その被葬者を考える上で、畿内の終末期古墳の被葬者の検討と無縁のレベルで考へてはならないのはいうまでもなかろう。

畿内地方における終末期古墳の被葬者については、各個の古墳ごとに、又全体的にもすでに多くの指摘と研究がある。猪熊兼勝氏は、岩屋山古墳に代表される、巨石の切石積み石室に長大な羨道をもつ古墳のタイプは、大和王権の中核、とくに大王

や皇族、一部上級貴族の墓とみられるのに対し、石棺式石室を主体とし单葬墓として営まれた古墳は、これよりや下位の、すなわち初期律令政権を支えた中級貴族にあてるのが妥当としている。⁽³⁾

特に氏は、右の石棺式石室は七世紀後半以降、大和飛鳥地方に集中することに注目し、壬申将軍との関係を指摘していることは興味深い。かりに壬申将軍云々はさておくとしても、右の石棺式石室墳を、律令制下の大王を中心とする最上級層よりや下位の層にあてることは妥当な見解と思う。その後、このタイプの古墳は最終段階で玄室のみの構造となり、高松塚古墳のように皇族のクラスにも採用されてゆくが、七世紀後半代までは皇族クラスの墓制は岩屋山式の系譜下にあったとみるのである。

ただこう考えるからといって、石棺式石室の被葬者の階層を、むやみに拡大して考えるのは、その分布、絶対数からして正しくなかろう。それが、律令政府の内廷に深く関与する資格と身分をもつた一部特權階層の墓であることにかわりはないはずである。特にこの種の古墳の典型的タイプが、ほとんど地方に拡散しなかつたことからみれば、少くともせいぜい三位以上階の層を予想しなければならないと思う。

このようにみてみると古宮古墳の被葬者像はきわめて限定されたものとなる。その限定されようは、三位以上でもなお多くの人材をもつ畿内地方とは比較にならないのは当然なのだ。とすれば、それは大分君惠尺・稚臣の二人、特にその内、外小紫位（三位相当）を追贈された惠尺が、ほんと無条件にあてはまるはずである。真野和夫氏は古宮古墳の調査報告書（前述）の中で大化薄葬例の検討からも惠尺の可能性が高いとしたが、その実効に疑問の残る薄葬令を引かなくとも、右の所見は否定できない重さをもつのである。

しかし、なお重要な問題は残っている。即ち純粹に考古学立場に立った場合の、この古宮古墳の編年観が、惠尺の没年である天武天皇四年（六七五）に合うかどうかである。前掲池上論文は、終末期古墳の総合的検討の中で、古宮古墳は七世紀第Ⅱ四半期を下らない可能性がつよいとした。

この点はわずか一点だけ出土した須恵器片からもある程度説明することが出来る。即ち古墳出土の須恵器片は、宝珠つまみを有し身受け返りのつく坏片である(図4)が、畿内地方では隼上り窯K-1-1七号型式以後、すなわち七世紀第Ⅱ四半紀ごろのものとみられる。九州では天觀寺山I号窯で出土し、県下では近年調査された城山窯跡群B-I・II号窯併行とみられる。⁽²²⁾ いずれにせよ、製作年代からみる限り、七世紀中葉を下らないとみるのが妥当な土器である。

これと石室形式編年上の特色を加味してみたとき、この古墳の年代的上限を七世紀第Ⅱ四半期、少くとも六五〇年を下らないところとみると一応妥当性がある。池上氏が、古宮古墳を大分君惠尺にあてるに否定的所見を述べているのも、右の点をふまえてのことである。

しかし、右の諸点が指摘されるにもかかわらず、現時点では、大分君惠尺の墓である可能性を否定するわけにはいかないと思う。理由はいくつかある。

図4 古宮古墳出土須恵器図(『古宮古墳』より)

第一に大分君惠尺は、大分郡に本拠をもつ大分君氏の子弟として、朝廷に出仕し、トネリとして大海皇子に近侍したのであるが、もし壬申の大乱に遭遇しなければ、地方出身の一介のトネリとしてその一生を無名のまま終ったはずの人物である。惠尺をトネリとしてさしだした大分君氏宗家も又、せいぜい国造(評造)クラスの一地方中小豪族にすぎない。惠尺の追贈された外小禁位(三位相当)という位には、この惠尺の負った宿運が凝縮されている。三位相当という破格の位は、壬申の功臣たるトネリ達の中でも、村国連男依とともに高い功賞である。しかし地方豪族の子弟を三位相当に行賜する事には、律令制下の身分秩序の大きなカベがあった。天武朝の外位は、惠尺や男依ら地方豪族出身のトネリの壬申の乱における大功に処するためにおかれたものという見解をふまえれば、惠尺らのも

つ格別の位置がわかるはずである。ひとたび恵尺の存在をおいてみると、恵尺の先代のトネリや恵尺の出自した大分君氏周辺に、三位相当の処遇をうけうる人物など、とうていありえなかつたのである。あるとすれば恵尺と行動を共にし、やはり壬申の乱に大功をあげた稚臣のみであるが、この稚臣さえ外小錦上（五位相当）にとどまっているのである。

このような性格をもつ大分君恵尺の、その出自したところの大分君氏の本貫地とみられる所に、典型的な終末期古墳が、それだけ半ば孤立したようにある。この古墳の存在はその点で如何にも重いと思う。

かりに形式上の編年観に従つて、この古墳を七世紀中葉を下らぬものであるとしよう。すると恵尺の没年より三〇年ほどさかのぼり、その被葬者には少くとも恵尺より一代前の人物をあてねばならなくなる。とすれば、それは恵尺の同族で、彼よ前に上番したトネリか、恵尺の出自した大分君氏の宗家の長らの墓という事になろう。いずれにせよそれらは、令制下ではせいぜい八位どまりの地方豪族か、その子弟の無名のトネリにすぎない。このクラスの人物に、畿内型終末期古墳が採用されたとすると、その被葬者の階層は一挙に拡散することになり、全国にこの種古墳が多数あつて不自然ではないはずである。

またその場合、外小紫位の大分君恵尺の墓は、どれかという大きな問題がのくる。大分市周辺に、この壬申の功臣にふさわしい墓など、他に全くないのである。

こうしてみると、考古学上の若干の編年のずれは、むしろ、恵尺の没年（六七五年）にむかって修正すべきにはないかとさえ思う。とくに須恵器については、何分小片であること、製作年代が二〇～三〇年古いものが古墳に副葬されることには当然ありますこと等を考えれば、さして修正の要もないかも知れない。とすれば石室構造上の編年観からみた若干の年代的ズレをもつて、これを大分君恵尺の存在と切りはなして考えるのは、なお躊躇するし、現時点ではむしろ妥当でないとせざるを得ない。

筆者は、この墓が恵尺のそれでない可能性があるとすれば、それは稚臣の墓である場合、もしくはこの二人がそもそも大分郡の大分君氏の出身ではない場合であると考えている。その可能性はうすいことについては本稿でも十分考証したつもりであ

るが、なお今後に猶予すべき問題があるとすればこれにつきると思う。

註

- (1) 「古宮古墳」大分市文化財調査報告第4集（昭和五七年）
- (2) 前掲①所収拙稿「大分君恵尺・稚臣について」参照
- (3) 池上悟「横口式石槨考」—築造企画による終末期古墳への接近—（立正大学「文学部論叢」第七九号・昭和五九年）
- (4) 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編「飛鳥時代の古墳」（昭和五四年）
- (5) 本荘昇・前田多三郎「大分市における特異の古墳」（『大分県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第四輯・大正十四年）
- (6) 前掲③に同じ。池上氏の分類とその各形式の特色等はおおむね次のとおりである。
- (1) 岩屋山式石室—明日香村の岩屋山古墳の石室を標準とするもので、花崗岩の切石を用い、長方形の玄室と長大な羨道をつくるものである。奈良県桜井市のムネサカ古墳、大阪府太子町の聖徳太子墓等がこの系列に入る。このタイプは後期末の巨石墳の典型とされる石舞台古墳の系譜を引くとされているが、池上氏は一元的系譜で考えることは否定している。
- (2) 棺室系石室—玄室、羨道をもつが、その玄室の奥にさらに棺室をおくものである。このタイプは、以後羨道が消失し、玄室が前室に転化してゆく。大阪府相原の雁多尾畑古墳・南河内郡のアカハゲ古墳等が知られる。
- (3) 剥り抜き式石槨—主体部が剥り抜き式の石槨よりもなるものである。これには(イ)横口式家型石棺の形式をとり、剥りぬきの身に加工した平石の蓋のつくもの、(ロ)その逆で剥り抜き式の蓋に平石の底のつくもの、(ハ)一石をくり抜いたものがある。有名な明日香村鬼廐・廐古墳は(ロ)のタイプ、幸午子塚古墳等が(ハ)のタイプとなる。
- (4) 組合せ石槨—横口式石槨のみを主体部とし、これが組み合せ式であるタイプである。大和明日香を中心には分布する。マルコ山古墳、高松塚古墳がこれに属する。池上氏は右の他磚槨式石室というタイプを設定している。
- (7) 北山茂夫「天武朝」（昭和五三年）
- (8) 承和二年民部省符（『平安遺文五八』）

承平二年伊勢大神宮司解案（同右一四一）

東寺領大國川合莊坪付（同右三八七）

永保元年伊勢国大國莊解（同右四九四五）

承平二年太政官符案（同右四五六〇）

⑨⑩ いすれも三重県教育委員会伊藤久嗣氏のご教示による

⑪ 村国連は美濃国各務郡、身毛君は美濃国武義郡の出自とみられる。和珥部臣君手も美濃国の在地土豪にして和珥部の管掌者であった氏

の一族である。（日本古典文学大系版『日本書紀』（下）補注参照）

⑫ 井上辰雄『隼人と大和政権』（昭和四九年）

⑬ 康和五年筑前国藤井今武田地賣券（「平安遺文」一五一一）

長治二年府老藤原延末田地賣券（同右一六三九）ほか

⑭ 小田富士雄「豊前における新羅系古瓦とその意義」（「九州考古学研究—歴史時代篇」所収—昭和五一年）

⑮ 中野幡能「八幡神仰史の研究」（昭和五〇年）

吉田晶『日本古代国家成立史論』（昭和四八年）

⑯ 後藤宗俊「二豊の在地首長と大和王権」（「大分県史—古代篇（一）」・昭和五七年）及び同「大分川下流域における在地首長の成立と

発展」（「大分県地方史」第七三号・昭和四九年）

⑰ 前掲「二豊の在地首長と大和王権」参照

⑱ 新川登鬼男「国と評の成立」（「大分県史—古代篇（一）」・昭和五七年）

⑲ 「大日本古文書」所収東大寺經所雜物見注文（十四一一九九九）ほか

㉑㉒ 新川前掲⑯論文

㉓ 北山前掲⑦論文

㉔ 「日本書紀」天武天皇元年七月二日条

㉕ 北山前掲⑦論文

㉖ 笹山晴生「古代國家と軍隊」（昭和五〇年）、ここで①一部舍人型は例えば長谷部舍人、白髮部舍人、石上部舍人等としてみえるものである。長谷部・白髮部等一見して天皇の王名又は皇居名をつける部、すなわち名代によってやしなわれる舍人のタイプである。氏はこのタイプの場合実際に上番するトネリ各人と、それをやしなう名代には直接の関係はなくともよいものであつたとしている。いずれにせよ、名代の体制の上に出来た舍人の例である。（同）官名十舍人型は、例えば勾舍人・桧前舍人金刺舍人等がある。それぞれ勾（安閑）・桧前（宣化）・金刺（欽明）の官名をつけており、それぞれの官に奉仕するトネリまたは、それぞれの官の大王のときに設定されたトネリとみられるものである。このタイプのトネリは駿河・信濃など東国出身が多く、又大領・主帳など地方の郡司クラスの在地首長層出身が多いとする。

㉗ 前掲㉖参照

㉘ 横田健一「壬申の乱における大海人皇子の勢力について」（「日本古代の政治と文学」所収）

㉙ 寺野久「部民制」（「講座日本歴史」一（1）・昭和四五年）

㉚ 清水宗昭・芝徹「大分の石棺」（「九州考古学」五六号・昭和五七年）

㉛ 前掲④参照

㉜ 田辺昭三「須恵器大成」（昭和五六年）

㉝ 小田富士雄ほか「天觀寺山窯跡群」（北九州市埋蔵文化財調査会・昭和五一年）

㉞ 村上久和氏の教示による

㉟ 日本古典文学大系版「日本書紀」（下）補注

①『日本書紀』景行紀十二年十月条

冬十月、到^ニ碩田國[。]其地形廣大亦麗。因名碩田他。^{碩田此云。}於保岐陀[。]到速見邑[。]有女人曰速津媛。為一處之長。

②『豐後國風土記』大分郡条

大分郡 鄉玖所[△]里二十五里[▽]、驛壹所、烽壹所、寺貳所^一尼寺[。]僧寺、昔者纏向日代宮御宇天皇、從^ニ豐前國京都行宮^幸於此郡[。]遊覽地形嘆曰廣大哉此郡也、宣^ニ名^ニ碩田國[。]碩田謂^ニ今謂大分斯緣也。

③『豊後國風土記』大分郡条

大分河 在郡南

此河之源出直入郡朽網之峯、指東下流經過此郡逐入東海、因曰大分川、年魚多在。

④『伊豫國風土記』逸文

伊豫國風土記曰、湯郡大穴持命見、悔恥而宿奈毗古那命、欲活而、大分速見湯、自下種持度來。以宿奈毗古奈命濱浴者、暫間有活起^ニ居然詠曰^{真新}寢哉、踐健跡處今在^ニ湯中石上^ニ也。

⑤『和名類聚抄』五、國郡

豊後國^{往路管八}莊路日高^{比多}球珠久須直入^{奈保里}大野^{於保乃海部安萬}大分^{於保伊多速見}波後國^{埼君佐木}

⑥『和名類聚抄』九 豊後國

大分郡 阿南、植田、津守、荏隈、判太、跡部、武藏、笠祖、笠和、神前

⑦『延喜式』二十二 民部

豊後國上 管日田、球珠、直入、大野、海部、大分、速見^(中野)右為遠國

⑧ 平城宮跡出土木簡銘『靈渠遺文(下)』

豐後國大分郡調綿壹伯屯

(8)

大隅國

「和名類聚抄」九

桑原郡 大原、大分、豊國、答、稻積、廣田、桑善、仲津川

(10) 「國造本紀」

火國造瑞籬朝。大分國造同祖。志貴多奈彥命兒遲男江命定賜國造

(11) 「古事記」中卷

故、其曰子八井命者、茨田連手嶋連之祖、神八井耳命者、意富臣、小子部連、坂合部連、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連、雀部連、小長谷造、都祁直、伊余国造、科野国造、道奥石城国造、常道仲国造、長狹国造、伊勢船木直、尾張円羽臣、嶋田臣等之祖也。

(12) 「日本書紀」天武紀元六月条

○甲申、將入東。時有一臣奏曰、近江群臣、元有謀心、必害天下、則道路難通。何無一人兵、徒手入東。臣恐、事不就矣。天皇從之、思欲返召男依等。既遣大分君惠尺、黃書造大伴、逢臣志摩于留守司高坂王、而令乞驛鈴。因以謂惠尺等曰、若不得鉛、廻志摩還而覆奏。惠尺馳之、往於近江、喚高市皇子、大津皇子、逢於伊勢。既而惠尺等、至留守司、舉東宮之命、乞驛鈴於高坂王。然不聽矣。時惠尺往近江。志摩乃還之、復奏曰、不得鉛也。

(13) 「日本書紀」天武紀元年六月条

○丙戌、旦、於朝明郡迹太川邊、望拜天照太神。是時、益人到之奏曰、所置閑者、非山部王・石川王。是大津皇子也。便隨益人參來矣。大分君惠尺、難波吉士三綱、駒田勝忍人、山邊君安麻呂、小槻田猪手、泥部眞枳、大分君稚臣、根連金身、漆部友背之輩從之。天皇大喜。將及郡家、男依乘驛來奏曰、發美濃師三千人、得塞不破道。於是、天皇美雄依之務、既到郡家、先遣高市皇子於不破、令監軍事。

(14) 「日本書紀」天武紀元年七月条

○辛亥、男依等到瀬田。時大友皇子及群臣等、共營於橋西、而大成陣。不見其後。旗旛蔽野、埃塵連天。钲鼓之聲聞數十里。列弩亂發、矢下如雨。其將智尊率精兵、以先鋒距之。仍切斷橋中、須容三丈、置一長板、設有蹋板度者、乃引板將墮。是以、不得進襲。於是

有勇敢士。曰「大分君稚臣」則棄長矛、以重環甲、拔刀急蹈板度之。便斷着板綱、以被矢入陣、衆悉亂而散走之。不可禁。時將軍智尊、拔刀斬退者而不能止。因以智尊於橋邊。則大友皇子・左右大臣等、僅身免以逃之。男依等即軍于粟津岡下。是日羽田公矢國・出雲臣泊、合共攻三尾城・降之。

「日本書紀」天武紀四年六月条

○六月癸酉朔乙未、大分君惠尺病將死、天皇大驚、詔曰、汝惠尺也、背私向公、不惜身命。以遂雄之心、勞于大役。恒欲慈愛。故爾雖既死、子孫厚賞。仍賜外小紫位。未及數日、薨于私家。

「日本書紀」天武紀八年三月条

三月辛巳朔丙戌、兵衛大分君稚見死。當壬申年大役、為先鋒之、破瀬田宮。由是功贈外小錦上位。

(大分県教育局文化課文化財専門員)

大分県地方史料叢書(三)

豊前国村明細帳(二)

豊前国六六八ヶ村の村名、村高、領主名を記した豊

前国高帳の他、宇佐郡下麻生村、宇佐村、元重組、
田口組、下毛郡今津組、宮園村、中摩村の村明細帳
など八編を収録。近世史研究必備の書。

(会員一八〇〇円、会員外二五〇〇円送料共)

発行所 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(一)

豊後国村明細帳(九)

肥後領大分郡高田手水「高田風土記」ほか

海部・国東・速見郡の村明細帳五篇収録。
近世史研究必備の書。

(会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円送料共)

発行所 大分県地方史研究会